

【参考】「第3回条例の一斉点検」の概要

条例の規定内容を今日的な視点から検証し、時代に適合し、県民ニーズに即したものとするため、次のとおり「第3回条例の一斉点検」を実施しました。（前回は平成28年度に実施）

1 点検の対象

- (1) 制定又は最終改正から5年以上を経過している条例（121 条例）
- (2) 上記のほか、条例の所管課において点検を要すると認めたもの（4 条例）

※ これら 125 条例で、現行条例（288 本）の 43.4%に当たる。

2 点検の結果

点検の結果を反映し、7 条例を改正する予定（うち 6 条例は規定の整理に係るもの）

※ 規定の整理に係るものを「等条例」にまとめ、2 条例案を提出する予定